

## 佐渡市町村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて新潟県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの所属する市町村の例による。

(給与)

第10条 職員の給与については、それぞれの所属する市町村の負担とする。ただし、時間外勤務手当は、会長所在市町村の例により協議会が支給する。

2 職員の旅費については、会長所在市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務文教班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 合併の諸手続に関すること。</li> <li>3 協議会の会議に関すること。</li> <li>4 合併に関わる資料の編纂に関すること。</li> <li>5 人事に関すること。</li> <li>6 報酬等支給に関すること。</li> <li>7 合併の方式に関すること。</li> <li>8 合併の期日に関すること。</li> <li>9 新市の名称に関すること。</li> <li>10 新市の事務所の位置に関すること。</li> <li>11 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。</li> <li>12 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）の身分の取扱いに関すること。</li> <li>13 一般職の身分の取扱いに関すること。</li> <li>14 事務機構及び組織に関すること。</li> <li>15 分庁舎（支所）の位置、名称、機構、業務内容、所管区域等の取扱いに関すること。</li> <li>16 財産、公の施設、債権及び債務の取扱いに関すること。</li> <li>17 地方税の取扱いに関すること。</li> <li>18 一部事務組合等の取扱いに関すること。</li> <li>19 消防団の取扱いに関すること。</li> <li>20 条例、規則等の取扱いに関すること。</li> <li>21 行政区の取扱いに関すること。</li> <li>22 町、字名の取扱いに関すること。</li> <li>23 公共的団体の取扱いに関すること。</li> <li>24 慣行の取扱いに関すること。</li> <li>25 使用料、手数料等の取扱いに関すること。</li> <li>26 小学校及び中学校の通学区域の取扱いに関すること。</li> <li>27 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること。</li> <li>28 行政連絡機構の取扱いに関すること。</li> <li>29 その他総務文教関係に関すること。</li> <li>30 その他他の班に属さないこと。</li> </ol>
民生福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例、規則等の取扱いに関すること。</li> <li>2 使用料、手数料等の取扱いに関すること。</li> <li>3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること。</li> <li>4 国民健康保険事業の取扱いに関すること。</li> <li>5 各種福祉事業の取扱いに関すること。</li> <li>6 清掃事業の取扱いに関すること。</li> <li>7 継続事業の取扱いに関すること。</li> <li>8 その他民生福祉事業の取扱いに関すること。</li> </ol>

産業建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 条例、規則等の取扱いに関する事。</li> <li>2 使用料、手数料等の取扱いに関する事。</li> <li>3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事。</li> <li>4 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関する事。</li> <li>5 上下水道（簡易水道）の取扱いに関する事。</li> <li>6 その他建設事業の取扱いに関する事。</li> </ul>
建設計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 新市建設計画に関する事。</li> <li>2 財政計画に関する事。</li> <li>3 予算編成に関する事</li> </ul>
特認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電算システムに関する事。</li> </ul>

別表第2（第8条関係）

名称	ひな形	寸法	書体	用途	個数
佐渡市町村 合併協議会 長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           会併町佐 長協村渡 印議合市         </div>	方 21mm	てん書	対外全般	1